様式第６（第７条関係）

指定旧供給区域熱供給規程変更届出書

年　　月　　日

殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）　　㊞

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第52条第４項の規定により次のとおり指定旧供給区域熱供給規程を変更したので届け出ます。

変　更　の　内　容	
実　施　期　日	

備考　１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第７（第８条関係）

旧認可供給条件承認申請書

年　　月　　日

殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）　　㊞

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第53条の規定により次のとおり旧認可供給条件の承認を受けたいので申請します。

旧認可供給条件の内容	
実施の期日及び期間	

備考　１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第８（第９条関係）

（表　　面）

第　　号

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第56条第１項の規定による立入検査証

写真　押出スタンプ

職名及び氏名

年　　月　　日　　生

年　　月　　日　　発行

発　行　者　　㊞

（裏　　面）

電気事業法等の一部を改正する等の法律抜粋

附則

第56条　経済産業大臣は、附則第50条から第53条までの規定の施行に必要な限度において、その職員にみなし熱供給事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、熱供給施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第67条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

三　附則第56条第１項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ｂ８とすること。

○経済産業省令第三十四号

熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第十九条の規定に基づき、熱供給事業会計規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十四日　　経済産業大臣　林　　幹雄

熱供給事業会計規則の一部を改正する省令

熱供給事業会計規則（昭和四十七年通商産業省令第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「および」を「及び」に改める。

第五条の見出し中「および」を「及び」に改め、同条中「または」を「又は」に改める。

第六条第一項中「熱供給事業法（以下「法」という。）第十四条第一項の認可を受けた供給規程」を「熱供給契約」に改める。

第八条中「および」を「及び」に、「または」を「又は」に改める。

第九条中「もしくは」を「若しくは」に、「または」を「又は」に、「および」を「及び」に改める。

第十二条の見出し中「および」を「及び」に改め、同条中「または」を「又は」に改める。

第十五条中「または」を「又は」に改める。

第十六条中「および」を「及び」に、「または」を「又は」に改める。

別表第一中「供給区域」を「熱供給事業を営む地域」に改める。

別表第二の第五表中「供給区域」を「熱供給事業を営む地域」に改める。

附　則

この省令は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

○経済産業省令第三十五号

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十九号）の施行に伴い、並びにガス事業法施行令（昭和二十九年政令第六十八号）第六条の三において準用する電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）第七条、第八条第二項、第九条、第十条第二項及び第十一条（これらの規定を同令第十二条第二項において準用する場合を含む。）、第十二条第二項、第十五条並びに第十六条の規定に基づき、ガス事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十四日　　経済産業大臣　林　　幹雄

ガス事業法施行規則の一部を改正する省令

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節　ガス事業以外のガスの供給等の事業（第百条―第百五条）」を「第二節　あガス事業以外のガスの供給等の事業（第百条―第百五条）」に改める。

第三節　せん及び仲の裁定（第百五条の二）